

消防法（申請）編

私たちが仕事をする上で消防署に提出（申請）しなければならない書類は「**禁止行為の解除承認申請書**」、「**申請内容明細書**」、「**防火対象物使用届出書（電気設備）**」などがあります。

今回は、なぜそれらの書類が必要なのか考えよう。

Q. どうしてコンセプトマシンを使用するとき申請しなければいけないの？

A. それは、「火災予防条例23条」で禁止されているからです

火災予防条例23条っ
てどんな決まり？

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂もしくは集会場の（これらを総称して劇場等といいます）舞台又は客席（火災が発生した場合、人命に危険を生ずる恐れのある場所）に火災予防上、危険な物品を持ち込んではいけません。

ここで言う「舞台」というのは観客に興行を見せるために設けられたステージ、奈落、袖部分の他に楽屋、控え室も火災予防上有効に区画されている場合を除いて「舞台」に含まれます。

「客席」は、椅子席、升席、立見席などの各種客席の部分で客席内の通路部分が含まれています。もちろん、この劇場等は「舞台」、「客席」のほか、公衆の出入りする部分として観客が使用するロビーやホワイエ廊下、通路、階段なども危険物の持ち込みは禁止されます。

Q. コンセプトマシンの何が「危険物」なの？

A. それは、コンセプトマシンで使用するオンジナオイルが「第3石油」だからです

コンセプトマシンで使用するオンジナオイルは「**危険物持ち込み**」に該当する第3石油（自然発火性物質及び禁水性物質）です。第3石油というのは、一気圧において引火点が70 以上200 未満のものをいいます。

ディフュージョンの場合も上記の23条1項に当てはまり、ディフュージョンオイルは第4石油（一気圧において引火点が200 以上のもの）の為、やはり「危険物持込」に該当します。

火災予防条例施行規則「**第10条の3**」では次のように**危険物の性質に応じた遵守事項**をあげています。

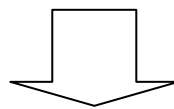
< 第 3 類 >

自然発火性物品にあつては炎、火花もしくは高温体との接近、過熱または空気との接触を避ける
禁水性物品にあつては水との接触を避けること

< 第 4 類 >

炎、火花もしくは高温体との接近、または過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと

そして、条例第 60 条の規定によれば**火災とまぎらわしい煙などを発する恐れのあるもの**は火災予防条例施行規則第 16 条によって、**その行為を行う日の 3 日前**にしなければならないことになっています



これじゃコンセプトマシンは使えない・・・

そこで「**禁止行為の解除承認申請書**」が必要になるのです！！

この禁止行為というのは例えば、コンセプトマシンなどの「危険物持ち込み」に当たりますが、この「危険物品」がなぜ「解除承認」を受けられるかと言うとコンセプトマシン、ディフュージョンで使われる第 3 石油や第 4 石油は比較的引火点が高いためです。

そして、これらを全面的に禁止してしまうと文化、経済活動、社会活動に支障をきたすことになるので消防署長に「**安全対策をきちんとしているから使用を許可して下さい**」と、お願いするための書類です。

喫煙・裸火・危険物品持ち込みの解除承認の条件は

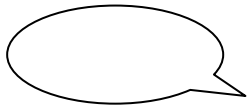
他に代替の手段が無く社会的に妥当な行為であること

必要最小限の範囲であること

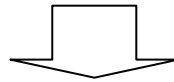
火気使用量、危険物品の持ち込み量、可燃物からの距離及び火災予防上の対策が十分であること

消火器具の設置、従業員による監視、消火体制などの対策が十分であること

行おうとする行為の安全性が資料等により確認できるもの

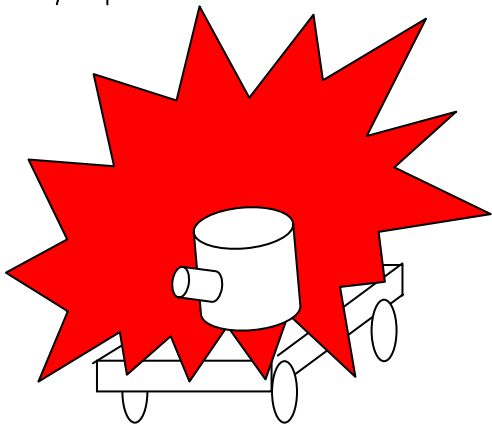
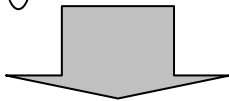
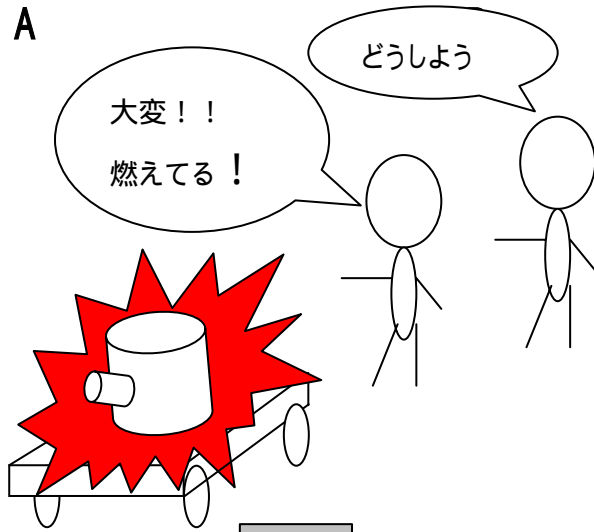


コンセプトまたはディフュージョン(第3石油、第4石油)から火災発生！！



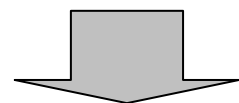
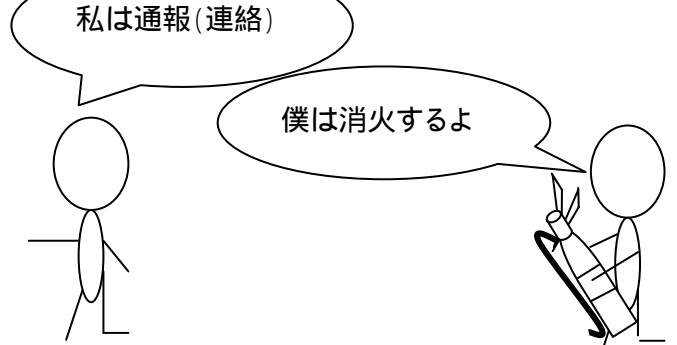
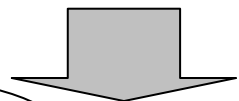
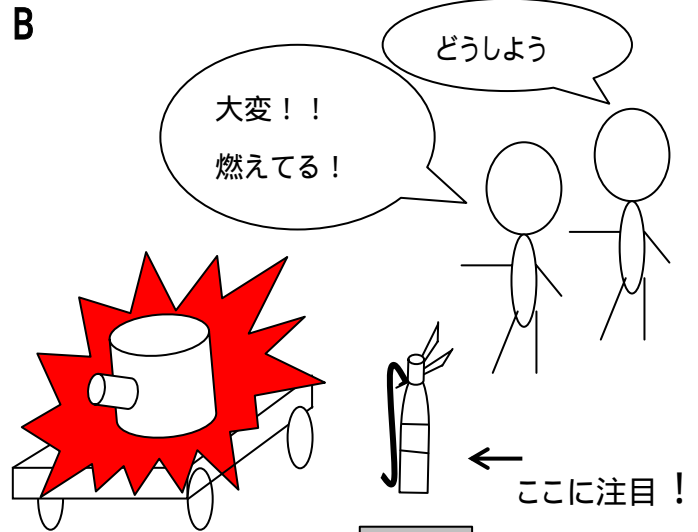
さあ、どうする？

A

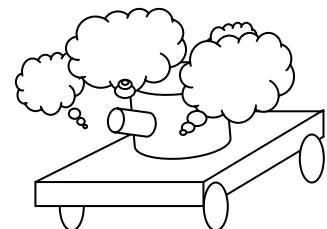


安全対策が取れていないと、いざという時
困りますね。火は大きくなるばかり...

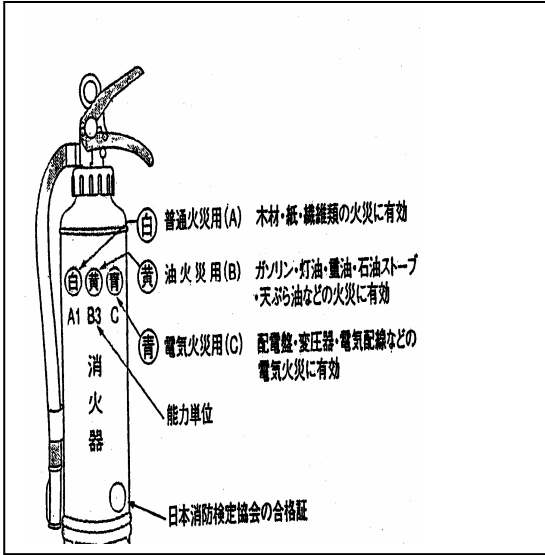
B



テキパキとしたすばやい行動



無事に消火



コンセプトマシンやディフュージョンなど、これらの危険品には窒息消火が効果的です。

ほとんどの消火器は窒息効果を持っていますが、私たちが使用する場合は黄と青の表示があるものが良いでしょう。

危険物品を設置する場合は20m以内の場所に消火器が設置されていなければなりません。

なにより肝心なことは、慌てずに初期消火をすることです。

覚えている？

現場におけるわが社の自衛消防体制

* 現場においてはチーフ(プランナー)が隊長となり、その他の係りは隊長が任命するものとする

